

令和3年第2回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和3年2月8日(月)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江 (オンライン出席)	
	委員 名島啓太 (オンライン出席)	委員 齋藤邦彦 (オンライン出席)	
	委員 阿良田由紀 (オンライン出席)	委員 長谷川みどり (オンライン出席)	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長 (オンライン出席)	学校支援課長 (オンライン出席)	
	生涯学習・学校地域連携課長 (オンライン出席)	教育指導課長 (オンライン出席)	
	教育総合相談センター所長 (オンライン出席)	飛鳥山博物館長 (オンライン出席)	
	中央図書館長 (オンライン出席)	学校適正配置担当課長 (オンライン出席)	
	子ども未来部長	子ども未来部参事(子ども未来課長)	
	子ども環境応援担当課長 (オンライン出席)	子どもわくわく課長 (オンライン出席)	
	保育課長 (オンライン出席)	子ども家庭支援センター所長 (オンライン出席)	
	児童相談所開設準備担当副参事 (オンライン出席)		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	4号	令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第7号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	5号	東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	6号	会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	7号	東京都北区学校運営協議会の設置について	承認
5	8号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
6	3号	私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について	了承
7	4号	ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について	了承
8	5号	病児・病後児保育の拡充について	了承
9	6号	多胎児家庭支援事業の実施について	了承
10	7号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和3年2月8日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和3年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第4号議案「令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第7号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

はじめに、令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第7号)について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第4号議案につきましてご説明いたします。

表紙をおめくりください。令和3年第1回東京都北区議会定例会に提出する議案作成に当たりまして、教育委員会の意見を求めるものでございます。

はじめに、補正予算についてご説明いたします。5ページまでお進みください。令和2年度一般会計補正予算(第7号)でございます。教育振興部及び子ども未来部一括して予算をお示ししております。詳細は教育振興部、子ども未来部それぞれ説明いたします。

まず、教育振興部の第7号補正予算についてご説明いたします。第1表の歳入をご覧ください。右から2列目が補正額となっております。表の一番下が歳入の合計欄でございますが、△がついてございますとおり、13億7,743万8,000円の減額でございます。次に歳出をご覧ください。補正額の欄、歳出合計で32億8,938万3,000円の減額でございます。

その下、第4表の特別区債補正でございます。特別区債は、区が地方自治法の規定により、外部から資金調達、長期の借入金である特別区債を発行することができるものでございます。施設建設などで多額の資金を要する場合などに発行できるものでございます。起債の目的欄にお示ししている3項目について限度額を変更してございます。

続きまして、第4号議案参考資料①をご覧ください。裏面2ページの歳出からご説明いたします。2ページから4ページにわたってございますが、いずれも△の減額となっております。これにつきましては、増減説明欄にお示しのとおりでございますけれども、新型コロナウイルスの影響による事業の中止、縮小、あるいは実施の延期等が多く含まれてございます。また、新型コロナウイルスの影響により、財政状況が厳しさを増している状況を考慮し、事業を見合わせたものがございます。

それでは、主なものを幾つかご説明させていただきます。2ページ、歳出の上から3行目、第1項教育総務費、事務局費の(1)、新奨学資金管理システムでございます。

より適正な入札を実施するため、契約課と調整を行った結果、年度末に予定していた入札を来年度当初に見送るものでございます。

その下、(2) 十条台小と荒川小の統合につきまして、統合時期が令和4年4月に1年延期となっております。

その下、学校・園職員用防災ヘルメットの購入につきましては、財政状況を考慮し見送りとなっております。

その下、科学教育費のプラネタリウム事業の中止以降、下に8項目が新型コロナウイルスの影響によるものでございます。ただし、(5) 学力パワーアップ事業費の学級経営支援員の配置未完了につきましては、令和2年度途中からスタートしましたが、適切な人材確保に苦慮しまして、雇用実績が伸びなかったものでございます。

2ページの一番下、(仮称)都の北学園建設費につきましては、開設が令和5年4月から令和6年4月に1年延期になったことに伴う、工事スケジュールの変更による減額でございます。

3ページをご覧ください。第2項小学校費でございますけれども、上から6行目、(4) 学校運営費。こちらは学校事務補助員、教員事務補助員経費の減額でございます。募集の結果、応募が低調だったこと、短期間で退職する方が多かったこと、予算の上限まで学校が必要としなかったことが理由でございます。

上から8行目、(6) パソコン経費でございます。1つはスタディサプリの利用料変更でございます。当初の見積額から割引分が減額となっております。もう1つはパソコンのリース料でございます。現在、約3人に1台端末を配備してございますが、来年度よりGIGAスクール端末として1人1台端末を配備することから、リースの更新を見送ったものでございます。

その下、(9) GIGAスクール構想事業費をご覧ください。ネット環境がない家庭への対応として、通信契約付端末を貸与するために、余裕をもって予算を計上しておりました。結果として、東京都から400台端末を借りることができたことなどにより、区の貸出台数が想定より少なく済んだものでございます。その下、学校給食費(1) 学校給食管理需要費をご覧ください。こちらが学校給食事業者に対する補助金でございます。業者からの請求が当初の想定よりも少なかったものでございます。

続いて、第3項中学校費でございます。小学校費と重複した内容が多くございます。

(3) パソコン経費は、リース料契約についての契約差金でございます。

その下、(4) 夏季施設及び修学旅行費以下、新型コロナウイルスの影響によるものが続いてまいります。

4ページをご覧ください。上から2行目の(1) 学校改築事業費は、堀船中の改築について、財政状況により設計を繰り延べるものでございます。

3行下の第4項校外施設費の(1) 岩井学園管理費、それから第7項社会教育費の(2) 社会教育学習事業費はいずれも新型コロナウイルスによる影響によるものでございます。

一番下、(1) 博物館管理運営費につきましては、博物館の改修工事契約差金による減額でございます。

それでは1ページにお戻りいただきまして、歳入についてご説明いたします。基本的

には新型コロナウイルスの影響によりまして、歳出予算の減額に連動し、減額するもの、あるいはコロナ関連の国や都の補助金による増額補正がございます。

歳入につきましては、お示しのとおりでございますけれども、下から5行目、(7) 学力格差推進校事業費をご覧ください。今年度堀船小を指定したことによる皆増でございます。

それから、一番下の(1) 安全教育推進校事業費でございます。こちらは、令和元年度、2年度が赤羽岩淵中学校。それから令和2年度、3年度につきましては、桐ヶ丘中学校を指定するというので、令和2年度は指定校が2校となったことによる皆増となっております。

2ページをお願いいたします。上から3行目、(1) 学校改築等基金繰入金についてですが、都の北学園建設費の減額によるものでございます。

その下、(1) 学校改築費でございます。令和2年度中の工事を令和3年度に後ろ倒しするというものでございます。その下、(2) 滝四小の国有地取得につきましても、緊急財政対策による見送りによるものでございます。

教育振興部からは以上でございます。

子ども未来課長

それでは、続きまして子ども未来部の第7号補正予算について、説明資料②でご説明をさせていただきます。

まず、子ども未来部といたしましても、教育振興部の予算と同様に説明資料の増減説明欄に記載した事由に基づいて減額をさせていただいたものでございます。

何点か補足させていただきます。まず1ページ、12款の第1項負担金でございます。保育園と学童クラブの負担金がそれぞれ減額になっておりますが、コロナの影響による登園、登室の自粛分の減少でございます。

それから、第14款国庫支出金の第2項のうち(1) 子ども・子育て支援交付金でございますけれども、コロナの減収による補填分として増額計上させていただいております。

次に3ページ、歳出をご覧ください。第4項児童福祉費の児童福祉総務費中(5) 子ども医療費助成費でございますが、2億2,000万円の減額となっております。まだ詳しい分析をしておりませんが、恐らくコロナの感染拡大によって実績が例年よりも落ちているため、その実績見合いで減額させていただくものでございます。

雑駁ではございますけれども、その他の部分については、増減説明欄にそれぞれ詳しい増減の事由を記載させていただいておりますので、後ほどご高覧をいただければと思います。

補正予算に対して、子ども未来部からの補足説明は以上でございます。

教育政策課長

引き続き令和3年度の当初予算について説明させていただきます。

第4号議案の9ページをご覧ください。令和3年度一般会計当初予算でございます。第1表歳入歳出予算補正案でございます。こちらにも教育振興部、子ども未来部双方を合算した表となっております。上段が歳入でございます。歳入の表の一番下、お示しとおり合計193億6,751万1,000円。歳出は合計560億4,935万3,0

00円でございます。裏面の10ページ、第2表債務負担行為でございます。予算につきましては単年度主義でございますけれども、大規模な工事などで複数年にわたる契約の場合に、あらかじめ定めた期限までにその限度額の範囲で予算執行を行うことを前もって議会に了承を得ることとなっております。お示しの四つの事項につきましては、3年度から複数年にわたる運営、あるいは工事となっております。お示しの期間、限度額をもって債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下、第3表特別区債でございます。将来的に計画的な学校改築等を進めるため、借入して効率的な財政運営を図っていくというものでございます。

お示しの2事業につきまして、それぞれお示しのとおりでございます。合計の限度額で41億7,700万とするものでございます。

それでは教育振興部の当初予算案について説明させていただきます。A3の第4号議案参考資料③をご覧ください。歳入歳出それぞれお示しのとおりでございます。左側は予算額の増減、右側で主な増額要素と主な減額要素の説明となっております。

まず、歳出から説明いたします。1ページが一番下でございますけれども、教育費、教育総務費、事務局費でございます。事務局費につきましては、昨年度と比べて減額となっております。主な増額要素、減額要素をご説明させていただきます。

増額要素として、教育政策課事務費増額（会計年度任用職員（用務代替））という記載がございます。3月退職する職員が想定以上判明したことを受けまして、そこに会計年度任用職員を充てるための経費を増額計上するものでございます。

2ページにお進みください。教育指導費でございます。主な増額要素欄のところでございますけれども、教育相談員を6名から8名に増員する一方で、特別支援教育指導員から2名職種切り替えがございます。こちらは制度上の職種の切り替えでございまして実態として変わりはありません。

次に中段の小学校費の学校管理費でございますが、GIGAスクール構想事業費として11億円あまりの皆増がございます。その右、減額要素の1番目、校地借地料の減額でございます。今年度、旧三岩小の敷地に西が丘小を建設するに当たっての承諾が整ったことにより、3,300万円余の減額を行うものでございます。

その下、今年度で小学校における体育館の空調工事が完了することにともない、4億300万円余減額してございます。

そして一番下、滝四小の国有地の見送りによる5億1,400万円余の減額を記載してございます。

続いて中学校費の学校管理費をご覧ください。増額要素としては、GIGAスクールの経費、飛鳥中の新校舎開設準備の費用等によるものでございます。減額要素としては、中学校における体育館の空調工事が完了することによるものでございます。

3ページまでお進みください。社会教育費の社会教育総務費、減額要素欄をご覧ください。社会教育関係団体育成等事業費減額につきましては、プログラミング教育の関係でございますが、今年度で政策提案統合事業としての位置づけは終了いたしますけれども、経費を縮減して事業は継続していくというものでございます。その他お示しのとおりでございます。

続いて、第4号議案説明資料④をご覧ください。こちらは教育振興部の主要事業を課

ごとに並び替えたものでございます。左から項目、説明、令和3年度の当初予算額、そして令和2年度の当初予算額、増減額をお示ししてございます。主な事業を中心にご説明させていただきます。

まず、1番が荒川小と十条台小の統合に係る校歌・校章の作成委託あるいは両校の統合前の交流事業に伴う経費でございます。

2番が令和6年度開校予定の施設一体型小中一貫校、(仮称)都の北学園の整備に関する2年目の工事経費でございます。

3番が様々な学校を対象とした校舎維持修繕費。

4番が学校施設整備費でございまして、①から④までお示しのとおりでございます。

5番が学校改築事業費でございます。①王一小の新築工事は、令和3年9月新校舎開設を目指しており、工事3年目の経費でございます。②西が丘小の新築工事は、令和5年4月の開設を予定しており、2年目の工事経費でございます。

6番学校リノベーション、長寿命化の改修工事の関係でございます。①滝四小のリノベーション工事で、令和6年11月の整備完了を予定してございます。工事に必要な実施設計費と仮設校舎設置費を計上してございます。②谷端小リノベーション事業の早期の事業委託を目指しまして、既存公社の劣化度診断調査を行うものでございます。

7番飛鳥中のリノベーションでございます。令和4年4月開設を予定しておりまして、2年目の工事経費でございます。

8番学校運営費でございまして、小中いずれも児童生徒数が若干増えることを見込んでの予算計上でございます。

9番GIGAスクールの関係でございます。約2万台の端末のリース料、周辺機器、マウス、端末や通信料、運用補償等を計上してございます。

10番就学援助費は、児童生徒数が若干増えることを見込んで予算を計上しております。

11番中学校の教科書採択、今年度委員の皆さんにお願いをしたところでございますけれども、教科書の改訂に伴う購入経費でございます。

12番新校舎開設準備費、先ほど5番、7番で説明した王一小、飛鳥中の開設に向けた備品等の購入経費です。

13番生ごみ処理の資源化処理関係でございます。現在、生ごみ処理機による処理を小中47校中25校で行ってございますけれども、処理機の維持管理、あるいは騒音やにおいについて近隣からの苦情等があるということを踏まえまして、来年度から全校にて外部委託による処理を行ってまいります。

14番、区立小中学校に通う第2子・第3子以降への給食費の補助を来年度も引き続き行うものでございます。

15番新型コロナウイルス対策の関係でございまして、マスク、消毒液、体温計等の購入経費でございます。

16番グローバル人材育成プロジェクト事業費として、ALTの外国人講師の派遣、あるいは英検、漢検、数検について引き続き補正していくというものです。

17番学力パワーアップ講師の報酬等の経費でございます。今年度4月から導入しており、報酬の算定対象期間が今年度は4月からでございましたが、来年度以降は1月か

らとなることから、算定期間が3か月増えることにもなう増額となっております。

18番は令和4年度の学校図書館システムを切り替えに向けた作業経費でございます。

19番コミュニティスクール運営費。新たに王子第五小を加え合計5校といたします。

20番教育指導課事務費。こちらは、平成18年度から導入しております2学期制、を検証するための経費でございます。

21番特別支援教育推進費。こちらは、お示しのとおり令和3年4月、王子桜中に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しますが、この開設経費でございます。なお、記載してございませんが、令和3年4月に堀船中に知的障害の固定学級を設置いたします。

22番飛鳥山博物館の管理経費でございます。これは2月20日飛鳥山博物館内に新たにオープンする大河ドラマ館に係る経費でございます。

23番図書館システム運営費ですが、現行の図書館システムのベンダーが事業撤退することによりまして、令和5年1月からの新システム稼働を目指したシステム構築経費を計上するものでございます。

以上、教育振興部の主要事業の説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

この後、子ども未来部から説明をいたします。

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

それでは、引き続きまして子ども未来部の来年度の当初予算について説明させていただきます。

恐れ入りますが、参考資料⑥の令和3年度主要事業一覧をご覧ください。

主要事業一覧の中で、順を追って補足させていただきます。

まず1番の児童手当経費でございます。児童手当経費ですが、5,800万円ほど増額しております。これは近年の子どもが増えており、支給対象者がお示しのように増加傾向にあるというものでございます。

一つ飛びまして、3番の子ども医療費助成費でございます。先ほど補正予算で、受診を控える傾向にあるとお話をさせていただきましたが、来年度当初予算については、ほぼ前年度の当初予算等増額の経費を計上させていただいております。

続きまして、4番みんなでお祝い輝きバースデー事業費ですが、これは1歳のお子さんをお持ちの親子を呼んでの交流や、プレゼントを渡す事業でございますけれども、令和3年度からは東京都の補助金を活用しまして、記念品の充実等を図るということで5,000万円ほどの増額を予定しているところでございます。

続きまして、5番の子どもの未来応援事業費でございますけれども、これはいわゆる貧困対策ということで中学生向けの学習支援については教室を1つ増やす。それから、子ども食堂の支援につきましては、会場に呼ぶだけではなく、配食のサービスに対しても今年度の後半の対応したものについては、補助金対象として追加していくということで増額させていただいております。

続きまして、6番の私立保育所の整備費でございますけれども、こちらは既に見込まれている新設の1園のみで、当面は新たな公募を予定しておりません。そのため、前年度の当初予算比較では6億円弱ほどの減額となっております。

少し飛びまして、9番私立幼稚園の保護者の負担軽減事業費でございますけれども、こちらは補助を手厚くという趣旨での増額でございますが、後ほど報告事項で詳細をご報告させていただきます。

少し飛びまして、13番学童クラブ整備費でございますけれども、こちらは王子小学校の児童数の増加に対応して増築棟を建設予定でございますが、その予定地の旧育ち愛ほっと館の解体工事の経費を計上させていただいております。

それから、14、15ともに学童クラブに関連する経費でございますけれども、14番については引き続きここ数年は学童クラブの諸室が足りないということで、令和3年度においても増設を予定しております。

また、15番につきましては、小学校で最後の導入となります王子第一小学校について、放課後子ども総合プランを来年度新築の校舎に移転した時期に導入するための経費でございます。

2ページをご覧ください。18番、19番で私立保育園に対する運営の助成金がございますが、ともに私立保育園の新設に伴いまして増額を予定しているところでございます。

少し飛びまして、22番児童発達支援センター運営費でございますけれども、こちらは機能を充実するための経費を計上させていただいております。

それから、23番、24番につきましては、子ども家庭支援センターで行っておりますファミリーサポートセンターの事業について、直営から委託に切り替えるということで委託経費のほうが増額、直営の人件費のほうが減額ということで、それぞれ計上させていただいております。

最後、27番児童相談所の開設準備費ということで、児童相談所の建設予定地である旧赤羽台東小学校の解体工事費を計上させていただいております。

次に、A3の参考資料⑤をご覧ください。⑤でそれぞれの事業費ごとに歳入と歳出の予算を計上させていただいておりますが、歳入歳出ともに前年並みの額を確保させていただいております。そうした中で、現時点で見通すことのできないコロナの影響に伴う支援策等については、今年度と同じように補正予算で適切に対応してまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。それでは、はじめに令和2年度東京都北区一般会計補正予算（第7号）について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員	<p>説明ありがとうございました。また、増減の多さから本当に1年間のご苦労がしのべられます。ありがとうございます。</p> <p>1点だけ確認させてください。教育振興部の歳出のうち、教育費の教育指導費の中でプラネタリウム事業の廃止ですとか、お茶の水女子大学との連携事業の一部中止とございますが、これはコロナ禍が落ち着きましたら再開すると受け止めてよろしいでしょうか。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>プラネタリウム事業の業者の方と、相談してまたやっっていこうと思っております。科学・環境スクールやサイエンスについては、またコロナの状況が収まれば従来どおり戻していく予定で考えております。以上です。</p>
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>ありがとうございます。科学教育費関係は北区が力を入れているところだと受け止めておりますので、できるだけ再開を早めにお願ひしたいと思っております。以上です。</p>
清正教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、引き続き令和3年度東京都北区一般会計予算について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件に対し、特にいずれの案件にも反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、第5号議案「東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第5号議案をご覧ください。お示しの意見聴取の議案でございます。1枚おめくりください。記書きにございますとおり、奨学資金貸付条例の一部を改正する条例、それから滝野川北保育園指定管理者の指定につきまして、区長より教育委員会の意見を求めるものでございます。

まず、第8号議案でございますが、奨学金の関係の条例を説明させていただきます。

6ページまでお進みください。説明欄でございますが、租税特別措置法の一部改正に伴いまして、違約金の割合の特例に係る記載を改めるため条例を提出するというものでございます。

7ページは新旧対照表でございます。下が現行でございます。下線を引いてございませけれども、特例基準割合という文言がございます。こちらは上の表にございますとおり、違約金特例基準割合という文言に、法改正を受けまして置き換えるというものでございます。

その他につきましても、同じ取り扱いでございます。

5ページをお願いいたします。付則でございます。この条例は公布の日から施行するというものでございます。以上、奨学金関係の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、保育園の関係につきまして保育課長より説明させていただきます。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは区立滝野川北保育園の指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。お配りしました第5号議案参考資料に基づき、ご説明をいたします。

はじめに、1、指定管理者を指定する施設でございます。施設は北区立滝野川北保育園、令和4年4月から新たに指定管理者制度を導入するというものでございます。

2、指定管理者となる法人は、社会福祉法人つぼみ会でございます。

3、管理代行の概要でございますが、(1)指定期間は令和4年4月から令和9年3月までの5年間でございます。(2)開所時間は午前7時15分から午後8時15分としまして、2時間の延長保育を実施いたします。(5)に飛びまして、定員受け入れ児童数につきましては、令和3年4月には合計163名としておりますが、制度を導入する令和4年4月には1歳児を2名増やしまして、合計165名に変更する予定でございます。

2ページに移りまして、(6)職員の配置でございます。法人から提案のありました職員数は常勤職員31名、非常勤臨時職員14名の計45名で予定をしております。

4、指定管理者となる法人からの提案内容でございます。主なものとして、(1)から(11)まで11項目をお示ししてございます。なお、4ページをご覧くださいまし

て、(11)引継ぎに関することでは、滝野川北保育園の歴史、思いを受け継ぐことを第一に考え、引継ぎ保育を実施することとし、また、在園中の子どもたち、保護者にとって負担を最小限に留めるよう法人全体で引継ぎ計画を策定し、円滑な移行のための準備を進めていくこととしてございます。なお、引継ぎ保育につきましては、令和4年1月から開始をする予定でございます。

5ページをご覧くださいまして、5、選定経過及び今後の予定でございます。選定経過でございますが、昨年の2月14日に開催しました第3回選定委員会以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、選定委員会を一時中断しておりましたが、11月に再開し、現地視察審査を経て指定管理者候補者を選定したところでございます。そのため、指定管理者制度導入時期を当初予定しておりました令和3年4月から令和4年4月へ1年間延期することとしたところでございます。今後の予定につきましては、お示しのとおりでございます。

6、選定経過でございます。今回の選定では、五つの法人から応募があり、書類審査及びプレゼンテーション審査を第一次審査、現地視察審査を第二次審査として実施しております。その結果、(1)選定候補者につきましては、社会福祉法人つぼみ会を第1順位候補者、社会福祉法人愛成会を第2順位候補者として選定いたしました。

6ページにお移りいただきまして、(2)審査結果でございます。第1順位候補者となった社会福祉法人つぼみ会が2,500点満点中1,660.0点でございます。

7の選定理由でございます。下段に第1順位法人の特に評価できる点としまして、①でございます。北区及び近隣自治体の公立指定管理者や私立認可保育園を多数展開している実績・経験に基づき実現性の高い提案がされており、北区の保育施設を十分に理解しているため、行事の開催等引継ぎ保育から実際の運営において、区直営園から指定管理者への円滑な移行や移行後の安定した運営が期待できることなどを評価したところでございます。

7ページをご覧くださいまして、8、従来手法と指定管理者制度導入後の区経費比較でございます。表の右下でございますが、指定管理期間5年間の効果額を-9,700万円余としたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、はじめに東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に東京都北区立滝野川北保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、2件の条例等に対して、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第3、第6号議案「会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」について議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

第6号、会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

議案書の2ページの説明欄をご覧ください。会計年度任用講師に傷病欠勤、介護欠勤及び育児欠勤などがあつた場合の欠勤等の換算日数を定めるほか、所用の規定整備を行うため、本規則案を提出させていただきます。

3ページの参考資料、新旧対照表をご覧ください。第2条から次のページ、第5条までについては、これまで任命権者と規定していたものを教育長または教育委員会と明確化するものです。

続いて、別表についてです。前段といたしまして、このたび会計年度任用職員において病気休暇を90日取得した日以降の取り扱いである傷病欠勤ならびに介護休暇や育児休業を取得できない在職した期間が1年未満の会計年度任用職員の取り扱いである介護欠勤及び育児欠勤が新たに規定されましたので、会計年度任用講師についても同様の対応といたします。

これに合わせて、本規則第3条第6項に定める会計年度任用講師を公募によらない再度任用する要件の一つに、欠勤等の日数が原則として所定の勤務日数の2分の1に達していないことがあることから、別表に傷病欠勤、介護欠勤及び育児欠勤があつた場合の欠勤等の換算日数を定めるものです。

また、付則として、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、6号議案についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、日程第4、第7号議案「東京都北区学校運営協議会の設置について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第7号議案「東京都北区学校運営協議会の設置について」ご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。王子第五小学校を、西ヶ原小学校、赤羽台西小学校、田端小学校、西が丘小学校に続く5校目の学校運営協議会を置く学校、コミュニティスクールとしたいと考えております。

このたび、王子第五小学校から学校運営協議会を設置したいという意向を受け、事務局が校長からのヒアリングを行いました。検討した結果、学校運営協議会を置く学校をコミュニティスクールとして運営することが可能であると考え、本日議案として提出いたしました。

まず、コミュニティスクールについて簡単にご説明申し上げます。

コミュニティスクールに求められるものは3点あります。第1が地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させること、第2が学校・家庭及び地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むこと、第3が地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進することです。

次に、学校運営協議会についてご説明いたします。

学校運営協議会と似た組織として、他の学校全てに置かれている学校評議員会があります。学校運営協議会がこの学校評議員会と異なる部分は、評議員会は校長の求めに応じて学校に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は学校運営・教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であり、その役割は異なっております。

具体的には、校長が定めるそれぞれの年度の基本的方針や経営計画、行事予定等を含んだ教育課程について、校長は運営協議会の案として示し、その承認を得る必要があります。つまり、学校の運営についても、その計画段階から関わる権限があります。また、教員の任用についても意見を述べることができ、都内の教員に対して自校で任用し

たい教員像を周知し、公募し、自校の教員とすることができるという権限があります。

それでは、参考資料として、コミュニティスクールおうご（仮称）の運営イメージの図を付けましたのでご覧ください。

学校運営協議会が核となり、学校、地域、保護者、関係機関で連携を図りながら、様々な活動を通して地域に生き、地域を支える人づくりを目指します。委員は保護者代表、町会自治会など、地域住民代表、学識経験者及びサブファミリー校の校長、主任児童員、幼稚園長、保育園長等を考えております。

また、定例協議会を年4回開催し、委員の任命や役割の確認、学校経営計画や教育課程の承認、教員公募に向けた協議、学校評価や協議会自体の自己評価等に取り組みます。

また、拡大協議会については年に2回開催し、必要に応じて分科会を開きます。王子第五小学校をコミュニティスクールとすることにより、期待できることが3点あると考えています。

第一は現在行っている地域に根差したオンリーワン教育や、十条大好きプロジェクト等の特色ある教育活動やPTA活動、ボランティア活動、十条高齢者あんしんセンターとの交流等の課外活動を、学校運営協議会をもとに実施し、人材、予算面での支援を行うことで、より充実した教育活動の実現ができます。

第二は学校運営協議会が学校経営上必要な人材について魅力的な人材を確保し、学校運営組織のさらなる活性化が期待できます。

第三は敬老会との交流や十条ジャズフェスティバルへの参加を通して十条のまちに感謝と誇りを持ち、高齢者や十条に住む方々とともに生きる児童の育成が大きく期待できることでございます。これらの期待や思いは学校のみならず、保護者、地域それぞれも持っていることをPTAや学校評議員会にも確認して了承を得ています。

この後ご審議いただき、決定いたしましたら、東京都教育委員会に通知する必要があります。

以上、ご説明いたしました。王子第五小学校の教育活動の一層の充実を図るため、学校運営協議会の新規設置につきまして、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

第5番目のコミュニティスクールということで、大変喜ばしいことだというふうに受け止めております。また、王子第五小学校はこれまでも地域とのつながりですとか、充実した学校経営がなされておりますので、今後もますます充実なさるものだというふうに思っております。

せっかくの機会ですので、これまでの4校において、今ご説明の中でコミュニティスクール、地域のご意向をしっかりと受け止めてですとか、あるいは人材について要望等を出せるというお話がございましたが、過去の学校においての実績として、地域とのつながりにおいてのプラス面、あるいは課題、そして人材についての要望の実績についてここで話せる範囲で結構ですので、教えていただけたらというふうに思います。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

既に行われている学校運営協議会を設置している学校におきましては、各地域行事等への参加、また、地域等の学校行事への協力を得られて、それぞれ地域のコミュニティの核として、非常に活動が活発に行われています。また、各校において、人材確保は教員公募の説明会等できちんと説明をし、その趣旨に賛同した教員が応募してくれておきまして、毎年数名ずつ各校に希望した教員を配置することができております。以上です。

本間委員

特に大きな課題はないというふうに受け止めましたが、よろしいでしょうか。

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

課題については、この運営協議会を構成する委員の選出について、新旧交代等を考えていくときの人材確保が課題になっていると思います。また、これまでは実施校が少なかつた中で予算を振り分けていましたが、今後、学校数が増えていくとすれば、それに応じた財政の確保ということが課題になると思います。以上です。

清正教育長

本間委員

本間委員

今、予算の振り分けの話がありましたが、学校数が増えても全体像、全体としての枠は変わらないということですか。

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

財政と相談しましたが、総額は変わらないか、少し減額されて計画されています。新しく設置する王子第五小学校についても説明し、これまで続けてきた活動を継続して行うことについて特に問題ないというお答えをいただいております。以上です。

本間委員

発言してもよろしいでしょうか。

清正教育長	本間委員
本間委員	丁寧にご説明くださり、ありがとうございます。今、コロナ禍の中で色々と削減が必要となりますので、減額もやむを得ない点があろうかというふうに理解いたしました。ぜひ、コロナ禍等が収束した折には、積極的にコミュニティスクールに関わっていただくご支援をお願いしたいというふうに思います。以上です。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいでしょうか。それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、日程第5、第8号議案「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」事務局から説明をお願いします。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	それでは、第8号議案のご説明をいたします。 表紙を1枚おめくりください。本件は地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、区長の権限に属する義務を教育委員会に委任するため、規則の整備を図るという趣旨の協議でございます。今回の案件につきましては、「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を「児童発達支援センター」という名称に改めて、それに対応した規則を改正するというものでございます。 7ページをお開きください。対象となる規則の新旧対照表が示してございます。右側が改正前でございますけれども、この第2条が委任の事務を定めておりまして、「(子ども発達支援センターさくらんぼ園)含む」となっていたものを左の欄にありますように、「(児童発達支援センターを含む)」を改めるというものでございます。 5ページにお戻りいただき、付則でございますが、今年の4月1日に施行を予定しております。 ご説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

清正教育長	説明ありがとうございました。 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	昨年、渡辺元委員が退任なさる前にこの話題が出たときに、さくらんぼ園という名称がかなり区民の皆さんの中に定着しているので、通称でも残せないでしょうかというようなご発言があったと記憶しております。名称変更について、異議があるものではありませんけれども、通称についての取り扱いは今後どのようにお考えでしょうか。教えてください。
子ども家庭支援センター所長	教育長
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支援センター所長	さくらんぼ園の名称についてお答えいたします。こちら、療育機関であったさくらんぼ園が、相談機関として児童発達支援センターに名称が変わります。さくらんぼ園という名称が区民の方に馴染みがあったということもございますが、こちらは療育機関の名称として定着していた部分がございます。療育期間から相談機関に変わるため、通称として名前をつけずに、療育室、部屋の名前としてさくらんぼ園という名称を残す案を考えているところでございます。
本間委員	分かりました。ありがとうございます。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいでしょうか。 それでは、本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ありがとうございます。 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。

日程第6、報告第3号「私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について」事務局から説明をお願いします。

子ども環境
応援担当課
長

教育長

清正教育長

子ども環境応援担当課長

子ども環境
応援担当課
長

報告第3号、私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について、報告させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、教育委員会資料をご覧ください。先ほど予算のほうでもご説明させていただきましたけれども、令和3年度に予算増額するものの説明をさせていただきます。

2、要旨でございます。令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴いまして、私学助成の対象となる従来型の私立幼稚園の保育料については、国や東京都の補助額以外自治体ごとの判断で上乗せ補助額を決定することとなっております。

区におきましては、無償化開始以降、世帯収入や兄弟の状況に応じた補助を行っておりますが、保育料に関する更なる経済的支援を実施するため、保護者負担軽減事業費の拡大を行うものでございます。また、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園におきましても、特定負担額に関わる補助制度を開始し、更なる経済的負担の軽減を図るものでございます。

3、補助の内容です。(1)従来型幼稚園です。私立幼稚園等におきましては、保育料の増額に加えまして、保育料以外に発生する施設維持管理費や冷暖房費等の園則で定められておる毎年度徴収されるものにつきまして、補助対象を拡充し、全ての園児に補助対象とするものでございます。こちらにつきましては、裏面の別表1、2をご覧ください。

別表1、従来型幼稚園の保護者負担軽減事業費補助金の拡充についてです。こちらにつきましては、現在世帯の収入や兄弟の数に応じて24区分の金額の差を設けております。そのうち、5区分に該当する2万7,500円につきましては3万1,000円に拡充、残りの区分に関しましては、2万8,100円から3万9,866円と金額に差が異なるものにつきましては、4万円に拡充するものでございます。

なお、3万1,000円と4万円につきましては、国のそもそもの制度である施設等利用費2万5,700円を含んでいる金額の記載でございます。

また、別表にその他納付金の対象者の拡充につきましては、令和2年度までは生活保護世帯、住民税非課税世帯、第3子以降の世帯などに限ってございましたけれども、令和3年度以降、全園児に対象とするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3の(2)新制度幼稚園についてです。こちらは教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるものにつきましては、保護者が

毎年度徴収されているものにつきまして、月額2,500円を上限とし、全園児を対象に補助開始するものでございます。

こちらにつきましても、恐縮ですが裏面の別表3に記載がございますが、現在対象にしていなかったものにつきまして、約300人になりますが全園児に対象とするものでございます。

教育委員会資料の1ページにお戻りいただきまして、4、今後の予定でございます。令和3年3月に文教子ども委員会で報告し、予算案の可決等をいただいたのち、関係する要綱の改正等を行い、令和3年4月からこちらの補助額の充実を図るものでございます。以上、報告となります。よろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第7、報告第4号「ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について」事務局から説明をお願いします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは報告第4号、ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について、ご報告いたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、1、要旨でございます。保護者の多様なニーズに応え、子育ての負担や負担の軽減を図るため、東京都の制度を活用したベビーシッターによる一時預かり利用補助を本年4月より実施いたします。

2、利用要件でございます。

(1) 利用対象者は日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育を必要とする保護者やベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者としております。

(2) 対象児童は5歳児までの未就学児とし、(4) 児童一人当たり年144時間(多胎児の場合は288時間)を利用上限に、(5) 1時間当たり2,500円、夜間の場合には3,500円を上限に補助させていただくものでございます。

3、今後の予定はお示しのとおりでございます。

4、その他でございますが、東京都の補助率10分の10の事業であるため、東京都が全額を負担し、北区の公費負担は発生しない予定でございます。

ご報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第8、報告第5号「病児・病後児保育の拡充について」事務局から説明をお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

続きまして、報告第5号、病児・病後児保育の拡充について、ご報告いたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、1、要旨でございますが、現在、北区では東京北医療センターで病児・病後児保育を、キッズタウン東十条保育園で病後児保育を実施してまいりましたが、さらなる拡充策として、にじいろ保育園志茂及び都立駒込病院の二つの施設で新たに病児・病後児保育を開始することといたしました。

2、事業概要でございます。

(1) にじいろ保育園志茂につきましては、現在、志茂三丁目になる区立志茂保育園の旧園舎を活用し運営しておりますが、令和3年4月に志茂一丁目の新園舎へ移設する予定がございまして、新園舎の施設内に病児・病後児保育室を設置いたします。

開始日は令和3年10月を予定しており、以下、お示しのとおりでございます。対象者や利用日時、利用料金等はこれまで北区で実施してきました病児・病後児保育施設と同様の利用条件となっております。

(2) 都立駒込病院につきましては、駒込病院の病院内に開設する病児・病後児保育施設に北区民枠を確保するもので、こちらも開設日は令和3年10月を予定しております。対象は生後4か月から小学3年生までとし、利用日時は月曜日から金曜の午前8時30分から午後5時30分まで、利用料金は3,000円、食事の提供はございません。

裏面に移りまして、はじめに、4、その他でございます。ただいまご説明しました都立駒込病院内に開設する病児・病後児保育施設につきましては、都立施設であり、所在地である文京区との広域利用となるため、利用条件は文京区と同じ条件にする必要がございます。そのため、対象者、利用日時、利用料金については、これまで北区が実施してきた利用条件とは異なったものとなっております。

また、都立施設を利用する上で、東京都との契約につきましては、文京区が一括して行い、文京区と協定と締結する上で文京区へ負担金をお支払いすることとなります。

一つ戻りまして、3、今後の予定はお示しのとおりでございます。開設がそれぞれ本年10月からを予定しておりますので、区民の皆様へは8月20日号北区ニュース等で周知をしまいる予定です。

	ご報告は以上でございます。
清正教育長	説明ありがとうございました。 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に、日程第9、報告第6号「多胎児家庭支援事業の実施について」事務局から説明をお願いいたします。
子ども家庭支援センター所長	教育長
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支援センター所長	6号議案について、ご報告申し上げます。1枚おめくりください。こちら多胎児家庭支援事業の実施についてでございます。 1番の要旨でございます。こちら、多胎児家庭が抱える身体的・精神的な負担の軽減を図るために、3歳未満の多胎児がいる家庭に対して、ベビーシッターや産後ドゥーラによる育児・家事支援を新たに開始するものでございます。 2番の概要についてです。2行目ですけれども、現在安心ママパパヘルパー事業というものを実施しております。こちらは生後6か月までの乳児がいる家庭へ育児・家事支援を行っているものでございます。こちらに3歳未満の多胎児がいる家庭に対してもできるようにということで、支援を拡張しまして実施するものでございます。 (1)はベビーシッターによる育児支援、(2)は産後ドゥーラ(専門支援員)が行う育児・家事支援の2種類がございます。 産後ドゥーラですけれども、こちらの支援員の性質上1歳未満の多胎児ということで限定させていただいておりますけれども、利用者の方が(1)(2)どちらかを選んでいただき実施するものでございます。 なお、補助金額につきましては、1時間当たり2,700円を上限といたしまして補助いたします。 今後の予定ですが、令和3年の4月より実施する予定になります。 私からの説明は以上です。
清正教育長	説明ありがとうございました。 本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第10、報告第7号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>報告第7号でございます。1枚おめくりをいただきまして、記書き1の名義使用承認報告でございます。今回3件でございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。</p> <p>1件目でございます。「北都民謡・舞踊連盟 舞踊大会」同会会長でございます。</p> <p>2件目でございます。「れっど・しゃっふる エンジョイバドミントン」特定非営利活動法人れっど★しゃっふる理事長でございます。</p> <p>裏面になりまして、3件目でございます。「れっど・しゃっふる 赤羽バスケットボールスクール」2件目と同様れっど★しゃっふる理事長でございます。</p> <p>事業実績報告につきましては、中止とした事業でございます。1件お示しをさせていただきました。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和3年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>